

令和7年度ふるさと学生応援奨学金 奨学生募集のご案内

柳井市では、経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を貸付ける制度を設けています。

大学等卒業後、柳井市内に定住される方へは一般奨学金に加え、下記の奨学金も貸付けしています。

- 柳井市への定住を促進するため、「**定住促進奨学金**」に**償還免除の特例**を設けています。大学等卒業後、柳井市内に5年以上定住した場合は、貸し付けた**定住促進奨学金全額の償還を免除**します。
※詳細は2ページの奨学金の種類及び貸付金額をご覧ください。
 - 市内の地域医療及び幼児教育に貢献する人材を確保するため、「**人材確保奨学金**」を設けています。定住促進奨学金の償還免除要件を満たし、大学等卒業後、市内の医療機関、幼稚園又は保育所に就職し、5年以上勤務した場合は、貸し付けた**人材確保奨学金全額の償還を免除**します。
※詳細は2ページの奨学金の種類及び貸付金額をご覧ください。
- ※他の奨学金制度と併用することも可能です。**
日本学生支援機構の奨学金との併用は可能です。

1 趣 旨

向学心に燃え、人物、学業優秀でありながら家庭の経済的理由により修学が困難な学生に対し、奨学金を貸付し、もって有為な人材を育成するとともに、将来にわたる人材の定住を促進することを目的としています。

2 応募資格

以下の条件を満たしている人に応募資格があります。

- (1) 大学、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科)又は専修学校 (※1)に在学している人
(※1) 学校教育法第124条に規定され、修業年限が2年以上の専門課程の学校
- (2) 本人の扶養者が、申請時点で、過去2年以上にわたり柳井市に居住している人
- (3) **令和6年度**の市町村税を完納している連帯保証人2人を有する人

3 募集期間

令和7年4月1日(火)～6月6日(金) (郵送の場合は消印有効)

4 奨学金の種類及び貸付金額

奨学金の種類	貸付金額	備 考
一般奨学金	月額30,000円	大学、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科)又は専修学校に在学している人に対して、無利子で貸し付ける奨学金です。定住促進奨学金及び人材確保奨学金も併せて利用できます。
定住促進奨学金	月額10,000円	大学、短期大学、高等専門学校(第4学年、第5学年及び専攻科)又は専修学校に在学している人で、卒業後、市内に定住する意思を持つものに対して、貸し付ける奨学金です。 卒業した日の属する月の翌月までに市内に生活の本拠を有し、かつ、引き続き5年以上定住した場合は、定住促進奨学金全額の償還が免除されます。定住促進奨学金のみでも利用できます。
人材確保奨学金	月額20,000円	定住促進奨学金の貸付けを受ける人のうち、次のいずれかに該当する場合に貸し付ける奨学金です。 ・大学等卒業後、柳井市内の医療機関に 看護師、保健師又は助産師 として勤務し、かつ、引き続き5年以上勤務する意思があるとき。 ・大学等卒業後、柳井市内の幼稚園の 幼稚園教諭 又は保育所の 保育士 として勤務し、かつ、引き続き5年以上勤務する意思があるとき。 定住促進奨学金の償還免除の要件を満たし、市内の医療機関又は幼稚園若しくは保育所に5年以上勤務した場合は、人材確保奨学金全額の償還が免除されます。 人材確保奨学金は、定住促進奨学金と併せて貸し付ける奨学金です。

※最高は、合計の60,000円です。

5 返還金の利子

無利子

6 貸付期間

在学する学校の正規の修業期間

留年などによる貸付期間の延長はありません。

7 募集人数

一般奨学金	}	各2人程度
定住促進奨学金		
人材確保奨学金		

※人材確保奨学金は、定住促進奨学金と併せて貸付けるもので、人材確保奨学金の貸付けのみを受けることはできません。

8 奨学金の申請に必要な書類

- (1) 奨学金貸付申請書【第1号様式】※
- (2) 出身学校長又は在学学校長が発行する推薦書【第2号様式】※
- (3) 出身校長又は在学学校長が発行する成績証明書【各学校の様式】
- (4) 今年4月に入学された人は在学証明書【各学校の様式】
- (5) 続柄が記載されている世帯全員の住民票の写し
(本人と保護者が別々の住民票に記載されている場合は、それぞれの世帯全員の住民票)
★ 住民票は市民生活課・各出張所で発行しています。
- (6) 市町村長が発行する世帯全員の令和7年度(令和6年中)の所得証明書
(所得がない場合も、所得がないという証明として必要です。)

注1) ※の様式は「柳井市ホームページ申請書ダウンロードー教育総務課」からダウンロードできます。

注2) 4月、5月中は所得証明書を発行できない場合がありますので、(1)～(5)までの書類をあらかじめ提出していただき、**6月6日までに**(6)の所得証明書を提出されてもかまいません。

9 奨学生採否決定の時期と通知

奨学生は、柳井市奨学金審査会で選考し、結果は6月下旬ごろ通知する予定です。

10 奨学生決定者の提出書類

柳井市奨学生決定通知書が届き次第、下記の書類を至急提出してください。

- (1) 誓約書【第4号様式】(決定通知書に同封)
- (2) 住所届【第5号様式】(決定通知書に同封)
- (3) 連帯保証人2人の令和6年度市町村民税納税証明書または完納証明書、及び住民票の一部の写し(父母のどちらかが連帯保証人になることはできますが、両方になることはできません。)

11 奨学金の貸付方法

奨学金は、毎月10日までに奨学生本人名義の銀行口座に振り込みます。

ただし、貸付初年度の4月分から7月分については、初回振込時(7月20日頃を予定。)に4か月分をあわせて振込みます。

12 奨学金の貸付けの休止

奨学生が学校を休学したときは、その期間中、奨学金の貸付けを休止し、復学とともに貸付けを再開します。

13 奨学金貸付けの取消し

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、貸付けを取り消します。

- 奨学生の要件を欠くこととなったとき
- 疾病、その他の理由により卒業の見込みがなくなったとき
- 市長が奨学金の貸付けを不相当と認めたとき
- 本人が奨学金の貸付けを必要としなくなったとき

14 奨学金の償還方法

貸付けを受けた奨学金は下記の期間内に月賦により償還しなければなりません。ただし、さらに学校に進学した場合など、正当な理由があるときは、償還の猶予等を行うことができます。

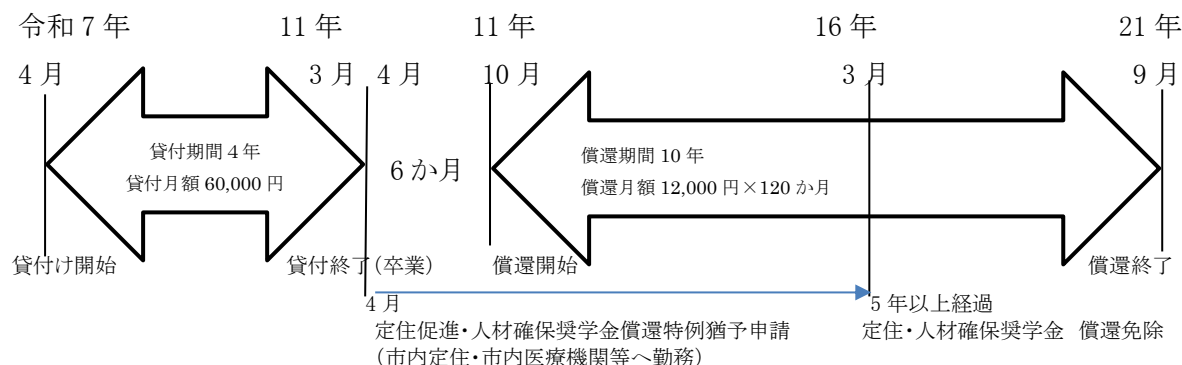
○据置期間

- (1) 卒業したとき 卒業した月の翌月から6か月間
- (2) 退学・辞退・貸付の取り消しとなったとき その事由が生じた月から6か月間

○償還期間 貸付けを受けた期間の2.5倍の期間内

○償還方法 奨学生本人名義口座から引き落とし

(例1) 【入学（令和7年4月）から卒業（令和11年3月）までの4年間 「一般奨学金」・「定住促進奨学金」・「人材確保奨学金」の貸付けを受けた場合】



【4年制の場合】 貸付金総額 $60,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月}(4 \text{ 年}) = 2,880,000 \text{ 円}$

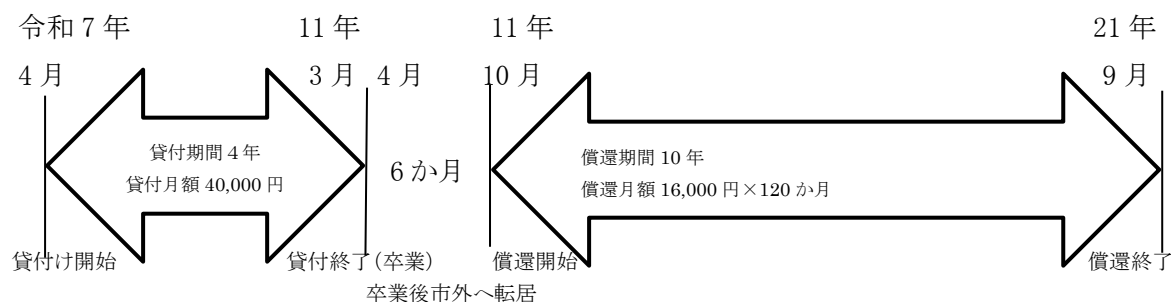
貸付金内訳

- 一般奨学金 $30,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月}(4 \text{ 年}) = 1,440,000 \text{ 円}$
- 定住促進奨学金 $10,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月}(4 \text{ 年}) = 480,000 \text{ 円}$
- 人材確保奨学金 $20,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月}(4 \text{ 年}) = 960,000 \text{ 円}$

償還(月賦)額 一般奨学金 $1,440,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 月}(4 \text{ 年} \times 2.5) = 12,000 \text{ 円}$

※定住促進奨学金及び人材確保奨学金の償還の特例に該当しなくなった(5年以上の定住及び勤務がなかった)場合は、定住促進奨学金及び人材確保奨学金について月賦による均等償還となります。

(例2) 【入学（令和7年4月）から卒業（令和11年3月）までの4年間 「一般奨学金」・「定住促進奨学金」の貸付けを受けたが、卒業後、直ぐに市外へ転居し定住しなかった場合】



【4年制の場合】		貸付総額	$40,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月 (4 年)} = 1,920,000 \text{ 円}$
	貸付金内訳 一般奨学金 定住促進奨学金	一般奨学金	$30,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月 (4 年)} = 1,440,000 \text{ 円}$
		定住促進奨学金	$10,000 \text{ 円} \times 48 \text{ 月 (4 年)} = 480,000 \text{ 円}$
	償還(月賦)額		$1,920,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 月 (4 年} \times 2.5) = 16,000 \text{ 円}$
	償還内訳 一般奨学金 定住促進奨学金	一般奨学金	$1,440,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 月 (4 年} \times 2.5) = 12,000 \text{ 円}$
		定住促進奨学金	$480,000 \text{ 円} \div 120 \text{ 月 (4 年} \times 2.5) = 4,000 \text{ 円}$

15 奨学生の義務

- 奨学生が、休学・復学・退学・転居・改姓した場合は、ただちに届出てください。
- 連帯保証人に変更が生じたときは、ただちに届出てください。
- 奨学金は学資として貸付けられるものです。卒業後に償還された奨学金は後輩に貸付ける奨学資金になりますので、必ず償還の義務を果たしてください。

16 申請書類の提出・お問い合わせ先

●柳井市教育委員会 教育総務課 TEL 0820-25-2422

(〒742-0021 柳井市柳井 3670 番地1)

(申請書を郵送される場合は「奨学金貸付申請書類在中」と書いて、上記住所へ)

17 その他の奨学金についてのお問い合わせ

●公益財団法人 山口県ひとづくり財団

在学・進学先の学校又は山口県ひとづくり財団奨学センター(TEL 083-933-4770)

●独立行政法人 日本学生支援機構

在学・進学先の学校